

目 次

		過去問全肢 解析講座 テキスト	
第1章	目的・権限の委任等・保険者・適用事業所	1	2
第1節	目的・権限の委任等	3	2
	第1項 目的等	3	
	第2項 権限の委任等	7	
第2節	保険者	13	4
	第1項 保険者の種類等	13	
	第2項 全国健康保険協会	16	
	第3項 健康保険組合	25	
第3節	適用事業所	38	14
	第1項 強制適用事業所及び任意適用事業所	38	
	第2項 適用事業所に関する届出	44	
	演習問題 / 48		
		過去問全肢 解析講座 テキスト	
第2章	被保険者等	53	20
	第1項 一般の被保険者等	55	
	第2項 任意継続被保険者等	77	
	第3項 被扶養者	83	
	第4項 資格の得喪の確認及び届出等	89	
	第5項 被保険者証等	95	
	演習問題 / 100		
		過去問全肢 解析講座 テキスト	
第3章	標準報酬及び費用の負担	105	44
第1節	標準報酬	107	44
	第1項 報酬等の定義	107	
	第2項 標準報酬月額	112	
	第3項 定時決定	115	
	第4項 資格取得時決定	122	
	第5項 随時改定	124	
	第6項 育児休業等終了時改定	129	
	第7項 産前産後休業終了時改定	132	

第2節	第8項	任意継続被保険者等の標準報酬月額	134	
	第9項	標準賞与額	136	
	費用の負担		138	58
	第1項	国庫負担等	138	
	第2項	保険料	143	
	第3項	保険料率	150	
	第4項	保険料の負担等	157	
	第5項	保険料の納付	162	
	第6項	調整保険料	168	
	第7項	滞納に対する措置等	170	
	演習問題	／ 178		

第4章 保険医療機関等・保険医等・指定訪問看護事業者 183 78

過去問全肢
解析講座
テキスト

第1節	第1項	保険医療機関及び保険薬局等	185	
	第2項	保険医及び保険薬剤師	194	
	第3項	指定訪問看護事業者	197	

第5章 保険給付 203 86

過去問全肢
解析講座
テキスト

第1節	保険給付の分類・種類		205	86
	第1項	保険給付の分類・種類	205	
第2節	医療給付		208	86
	第1項	療養の給付	208	
	第2項	入院時食事療養費	217	
	第3項	入院時生活療養費	222	
	第4項	保険外併用療養費	225	
	第5項	療養費	230	
	第6項	家族療養費	235	
	第7項	訪問看護療養費	238	
	第8項	家族訪問看護療養費	242	
	第9項	高額療養費	243	
第3節	第10項	高額介護合算療養費	256	
	傷病に関する現金給付		259	114
	第1項	移送費及び家族移送費	259	
	第2項	傷病手当金	261	

第4節	死亡に関する現金給付	279	124
	第1項 埋葬料等	279	
第5節	出産に関する現金給付	283	130
	第1項 出産育児一時金等	283	
	第2項 出産手当金	287	
第6節	資格喪失後の給付	289	136
	第1項 資格喪失後の給付	289	
第7節	給付通則等	300	142
	第1項 受給権の保護・併給調整等保険	300	
	第2項 給付制限・損害賠償との調整	306	
	演習問題 / 316		
<hr/>			
第6章	日雇特例被保険者	321	156
<hr/>			
第1節	保険者等・費用の負担等	323	156
	第1項 保険者等・日雇特例被保険者	323	
	第2項 費用の負担等	327	
第2節	保険給付	337	158
	第1項 保険給付	337	
	演習問題 / 352		
<hr/>			
第7章	保健福祉事業、不服申立て及び雑則等	357	162
<hr/>			
	第1項 保健福祉事業	359	
	第2項 不服申立て	361	
	第3項 雑則等	366	
	演習問題 / 374		
<hr/>			
健康保険法	条文 / 378		

索引	/ 424
----	-------

過去問全肢
解析講座
テキスト過去問全肢
解析講座
テキスト

第 1 章

過去問全肢解析講座 ▶ テキスト 2 頁

目的・権限の委任等・保険者・ 適用事業所



第1節 目的・権限の委任等

過去問全肢解析講座 ▶ テキスト 2頁

第1項 目的等

1 ■ 目的 (法1条)

健康保険法は、**労働者**又はその**被扶養者の業務災害**（労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう）**以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産**に関して**保険給付**を行い、もって**国民の生活の安定と福祉の向上**に寄与することを目的とする。〈H10・11・21〉

※通勤災害に関しては、法55条1項の規定により、労災保険法による通勤災害と認められ、労災保険法による保護を受けることができる場合には、健康保険は適用されない。しかし、通勤途上において逸脱・中断により、労災保険法による通勤災害と認められない場合には、健康保険が適用される。

〔1〕沿革

健康保険法は、**大正11年**に制定され、**昭和2年1月1日**（保険給付及び費用の負担に関する規定以外は**大正15年7月1日**）に施行された日本で最初の社会保険に関する法律である。健康保険法は、労働力の保持を目的として、**ドイツ**のビスマルク政権時に作られた世界初の社会保険立法である「**疾病保険法**」（1883年・明治16年）に倣って制定された。〈H3・9・10・21・28社一選〉

健康保険法が施行された昭和2年の被保険者数については、政府管掌健康保険が約100万人、組合管掌健康保険が約80万人であった。

※「**被扶養者**」については、昭和14年から任意給付となり、昭和17年から法定給付となった。



昭和22年に労働者災害補償保険法が制定される以前は、業務上の事由による疾病、負傷又は死亡に対しても、健康保険法で保険給付を行っていた！

〔2〕 給付範囲

健康保険は、労働者（被保険者）又は被扶養者の労働者災害補償保険の業務災害以外の保険事故に対して保険給付を行う。平成25年の健康保険法改正により、健康保険の給付範囲が見直され、健康保険及び労災保険のいずれの給付も受けられない事態（給付の谷間問題）が生じないように、「労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とすること」（平成25年10月1日施行）。〈H26〉

Column 給付の谷間問題

従来、健康保険は業務外の事由に対して保険給付を行うこととされており、健康保険法でいう「業務」とは、「職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業の総称」と解釈していた。そのため、労働基準法上の労働者ではない（＝労災保険法上の労働者ではない）という理由から労災保険法では業務外と認定された場合において、健康保険法では「業務上」と認定されてしまう結果、労災保険からも健康保険からも保険給付が行われない事例が存在していた。例えば、副業として行う請負業務、インターンシップ、シルバー人材センター業務等であるが、これを「給付の谷間問題」と呼んでいた。このような問題が生じないように、「労災保険による保険給付が受けられない場合には、健康保険の対象とすること」とされたのである。〈H28〉

【法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例】

（法53条の2）

被保険者又はその被扶養者が法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ）であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務（被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く）に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。



この理由は、「使用者側の業務上の負傷に対する補償は全額使用者側の負担で行うべき」と考えられるからである。ただし、法人の役員である被保険

者又は被扶養者が労災保険法の規定による特別加入をしている場合には、労災保険による保護を受けることはできる。



ただし、**被保険者数が5人未満**である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって、当該法人における**従業員**（法人の役員以外の者をいう）が**従事する業務と同一であると認められるもの**に起因する**疾病、負傷又は死亡**に関しては、例外として、従来支給しないこととされていた傷病手当金を含めて健康保険法による保険給付が行われる。〈H17・19・23・26〉

被保険者数	私傷病等	法人の役員の業務に起因する傷病等
5人以上	健保の対象	健保の対象外（※）
5人未満	健保の対象	健保の対象（※）

※法人の役員等が労災保険法による特別加入をしている場合であって、労災保険法による保険給付が受けられる場合には、労災保険法による保険給付の対象となる。

〔犯罪被害や自動車事故等による傷病の保険給付の取扱いについて〕

犯罪や自動車事故等の被害を受けたことにより生じた傷病は、医療保険各法において、一般の保険事故と同様に医療保険の給付の対象とされている。また、犯罪の被害によるものなど、第三者の行為による傷病について医療保険の給付を行う際に、医療保険の保険者の中には、その第三者行為の加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した加害者の誓約書を、被害者である被保険者に提出させるところもあるようだが、この誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の保険給付は行われる。（平成23.8.9保保発0809第3号）〈H27〉

〔業務上事故として申請中の取扱い〕

業務上の傷病として労働基準監督署に認定を申請中（支給決定を請求中）の未決定期間は、一応業務上の取扱いをし、最終的に業務上の傷病でないと認定され、健康保険による業務外と認定された場合には、さかのぼって療養費、傷病手当金等の給付が行われる。（昭和28.4.9保文発2014号）〈H21〉